

緑と水辺の基金充当事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、緑と水辺の基金条例（昭和59年千葉市条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、基金を充当事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(充当事業の決定)

第2条 緑政課は、予算成立後、「緑と水辺の基金運営委員会」の決議により、基金の充当事業及び充当予定額を決定するものとする。

(通 知)

第3条 緑政課は、基金の充当事業を所管する課に緑と水辺の基金充当事業通知(別記様式1)にて充当事業名、充当予定金額を通知するものとする。

(報 告)

第4条 充当事業を所管する課は、緑政課に事業の完了後、事業実績報告書(別記様式2)を提出するものとする。

(充当額の決定)

第5条 緑政課は、実績報告書に基づき、充当金額を確定させるものとする。

2 緑と水辺の基金充当一覧(別記様式3)の細目事業の執行額は、その当該細目事業が属する大事業の基金充当予定額を限度とした範囲であれば、当該細目事業の基金充当予定額を超えられるものとする。

3 充当金額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(基金の普及、広報)

第6条 充当事業を所管する課は、事業を実施するにあたり、基金充当事業である旨を明示し、普及広報を行うものとする。

2 充当事業を所管する課は、事業実績報告書に普及広報実施状況を記載し、緑政課に報告するものとする。

附則

この要領は、平成16年3月1日から、施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から、施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から、施行する。

附則

この要領は、令和6年8月1日から、施行する。

(別記様式1)

年 月 日

部 課長 様

公園緑地部緑政課長

緑と水辺の基金充当事業通知

年度「緑と水辺の基金」充当予定事業が決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

基金充当予定額

事業名(施設名)	当初予算額(千円)	基金充当予定額(千円)

- 1 別添「緑と水辺の基金充当事業実施要領」に基づき実施してください。
- 2 基金充当事業以外の事業へは充当できません。
- 3 事業終了後、事業実績報告書を提出してください。

緑政課 緑と花の推進室
TEL 043-245-5775
内線 3818

(別記様式2)

年 月 日

緑政課長様

課長

緑と水辺の基金実績報告書

1. 充当事業執行額

事業名(施設名)	当初予算(千円)	執行額(千円)	増減理由	(緑政課使用欄)

2. 基金の普及広報方法

(1) 明示場所

(2) 明示内容

(別記様式3)

年度 緑と水辺の基金充前一覧

所管課	事業名	予算額	基金充 当 予定額	執行額	基金充 当 決定額	予算 事業コード
大事業名						
課名	細目事業名					
小計		0	0	0	0	
大事業名						
課名	細目事業名					
小計		0	0	0	0	
合計						